議案第22号令和2年度狭山市一般会計補正予算(第12号)に対する修正動議

地方自治法(昭和22年法律第67号)第115条の3及び狭山市議会会議規則(昭和42年規則第4号)第17条の規定により、標記のことについて別紙の修正案を添えて提出する。

令和3年3月11日提出

狭山市議会議長 加賀谷 勉 様

提出者 狭山市議会議員 大 沢 えみ子

同 田中寿夫

同 猪股嘉直

同 衣 川 千代子

提案理由

狭山市ふれあい健康センターについては、休館を前提とすることなく、緊急事態宣言が解除されたのち速やかに開館するため、当該施設の令和2年度から令和4年度までの期間の指定管理料の限度額を250,000千円としたいので、この案を提出するものである。

議案第22号令和2年度狭山市一般会計補正予算(第12号)に対する修正案 議案第22号令和2年度狭山市一般会計補正予算(第12号)の一部を次のように 修正する。

第3表債務負担行為補正の表中「195,800千円」を「250,000千円」 に改める。